

組合員の皆様

2019年9月13日

回覧—ベネズエラ政府およびベネズエラ国営石油会社（PdVSA）に対する米国の制裁について

背景

2019年8月5日、米国のトランプ大統領は、ベネズエラ政府への制裁措置を追加する[大統領令 13884](#)を発令しました。この大統領令は原則として、米国内に所有するベネズエラ政府の全資産を凍結し、米国人のベネズエラ政府との取引を一切禁止するものです。しかし同日には、米国人に直接適用される多くの一般ライセンスが発行されました。発行されたライセンスの状況は、以下のとおりです。

- (a) 一般ライセンス 28 は、ベネズエラ政府が関与する事業、契約その他の合意を段階的に終了させるため、2019年9月4日まで米国人に与えられるものです。今回の制裁において「ベネズエラ政府」には、すべての政府機関および政府または PdVSA などの組織が直接または間接的に所有または支配するあらゆる事業体が含まれます。
- (b) 一般ライセンス 30 は、ベネズエラ政府が関与するすべての取引および活動のうち、業務に通常付随して発生するものまたはベネズエラの港湾もしくは空港の使用に通常付随して発生するものを許可するライセンスです。ただし (a) ベネズエラ向けの直接的もしくは間接的な希釈剤の輸出もしくは再輸出に関連する場合、または (b) 別途禁止されている場合を除きます。

大統領令 13884 は、[大統領令 13850](#) で定めた制裁規定に追加して、ベネズエラの石油セクターおよび PdVSA を特に対象として発令されたものです。大統領令 13850 は引き続き有効です。



PdVSA およびベネズエラの石油セクターとの取引について

米国人が、米国外務省外国資産管理局（OFAC）による事前の許可を受けることなく、PdVSA または PdVSA が直接もしくは間接的に持ち分の 50%以上を所有する事業体と取引を行うことは、引き続きすべて禁止されます。また、非米国人がベネズエラの石油セクターで事業を行う場合、PdVSA を実質的に支援もしくは援助したり、PdVSA に金銭的・物質的・技術的援助を提供したりする場合、または PdVSA に対して、もしくは PdVSA を支援するために、物品やサービス（これには PdVSA への希釈剤の輸出もしくは再輸出が含まれます）を提供する場合、大統領令 13850（その後の改正を含む）に基づき指定対象になる可能性があります。

米国人および非米国人に対する執行の可能性

ベネズエラおよびベネズエラの利害関係者との取引に関する法的見解は、米国人に対するものの方が明確で、非米国人はより不透明です。ベネズエラに対する米国の政策は不透明であり、短期間のうちに変更される可能性があります。また、米国政府からの事前通告がほとんど、あるいは一切ないまま、新たな施策や制裁が導入されるという大きなリスクもあります。

しかし、米国政府はホワイトハウスの上級顧問がツイッターに投稿するなど各種メディアを通じ、あるいは国務省や財務省の発表といった従来の伝達手段を使って、ベネズエラへの制裁措置を拡大する方針を明らかにしています。そのため非米国人がベネズエラ政府に実質的援助（大統領令 13850 および 13884 で広義に定義されています）を提供している場合、制裁を受けるリスクが増大する可能性があります。

いわゆる二次制裁の非米国人への影響として、該当する外国人は特定対象者として SDN リストに記載され、米ドルや銀行システムを使えなくなる可能性が高くなります。特定対象者の提携先や取引先は、取引関係の継続が難しいと判断するかもしれません。契約に制裁条項が盛り込まれる場合がありますが、契約相手に制裁のリスクが発生し、結果的に契約を履行できず違約金が発生するような場合であっても、これにより当事者は契約上の義務を免れることができます。

過去の事例を踏まえると、米国人を対象とする猶予期間が終了する 9 月 4 日以降、米国当局は非米国人に目を向け、ベネズエラ政府（PdVSA を含みます）に実質的援助を提供していないか注視するようになる可能性が高いと思われます。したがって、組合員の皆様は、ベネズエラの利害関係者、特にベネズエラの石油セクターや 2019 年 1 月 28 日に米国財務省外国資産管理局（OFAC）が SDN リストに記載した PdVSA に関係する事業活動に関与する場合には注意が必要です。



ベネズエラ制裁による P&I カバーへの影響

大統領令 13850 および 13884 は特定の状況下において、いかなる者（米国人に限定されない）にも制裁を課すことを認めています。一例として大統領令 13850 のセクション 1(a)(iii) では、大統領令 13850 に基づき、所有資産または所有資産に係る利益が凍結された者（PdVSA もこれに該当します）に対し、実質的援助や支援のためのサービスを提供した者に対して制裁を課すことを認めています。もし組合員がどちらかの大統領令により指定された場合、当該船主の資産は、大統領令に基づいて凍結されることとなります。

こうした状況の下で、P&I カバーの継続的な提供が実質的援助であり、指定された船主を支援するためのサービスであると OFAC がみなした場合、保険を提供したクラブは、米国の制裁措置に抵触するリスクを負うこととなります。

組合員におかれましては、違法取引もしくは封鎖地域の通航から発生したクレームは、保険カバーやプールから除外されること、また、制裁が課された結果、組合員への P&I 保険の提供が違法とされる場合、クラブはクラブ規則に従ってカバーを終了または違法である期間にわたり一時停止する可能性があることを再度ご確認ください。また、原則としてクラブは、米国から制裁違反の指定を受けた船舶または船主に保険を提供することはできません。

さらに、ベネズエラに関連して、プール保有額（現行 1 億米ドル）を超えるクレームについては、グループ超過損害再保険契約から全額を回収することは難しいと考えております。再保険プログラムの参加者の多くが米国の一次制裁の対象になっており、支払いが違法となる可能性があるためです。これによる回収額の不足分は数百万ドルに上ることが見込まれ、制裁によって支払不能になった結果生じた不足額については、国際グループの全クラブのルールに従って、組合員の負担となる可能性があります。

ディーゼルおよびケロシンのベネズエラ向け貨物は制裁から除外されるか

米国政府は、ベネズエラ向けのディーゼルおよびケロシンの輸送を除外すると正式に表明していません。したがって、それらの貨物の輸送が制裁対象になるリスクがあります。状況によっては、米国政府がディーゼルおよびケロシン輸送の事前許可を発行する場合がありますが、これについては当局がケースバイケースで検討することになっています。したがって、組合員におかれましては、こうした輸送に従事する際には特段の注意を払うことをお勧めいたします。

今後 OFAC が FAQ（よくある質問とそれに対する回答）を追加で公表し、制裁対象となる可能性のあるベネズエラとの取引を行う場合の非米国人への影響について、より明確なガイダンスが示



されるかもしれませんが、OFAC が新たなガイダンスを公表するまで、ベネズエラの石油セクターと接点のある航海を決定する際は、引き続き適切に相当な注意を払い、慎重に行動することを推奨いたします。

国際グループに所属する全クラブが、同様の内容の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Charles Taylor & Co Limited

Direct Line: +44 20 3320 8835
E-mail: jeremy.grose@ctplc.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)